

平成25年 第1回
教育委員会定例会会議録

平成25年1月15日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2365号

平成25年第1回定例会

日 時 平成25年1月15日(火) 午後3時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	澤 孝一郎
	委員長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	綱 川 智 久
	委 員	永 山 幸 江
	教 育 長	小 池 眞喜夫

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	安 田 雅 俊
	庶 務 課 長	奥 野 佳 宏
	教育政策担当課長	山 本 睦 美
	学校施設計画担当課長	大久保 光 正
	学 務 課 長	佐 藤 雅 志
	生涯学習推進課長	白 井 隆 司
	国体推進担当課長	上 村 隆
	図書・文化財課長	沼 倉 賢 司
	指 導 室 長	平 田 英 司

「書 記」	庶務課庶務係長	柏 正 彦
	庶務課庶務係	遠 藤 由香里

「議題等」

日程第1 教育長報告事項

- 1 地域防災計画(平成24年修正)(素案)の概要について
- 2 災害時における教職員用備蓄食糧の配布について
- 3 平成25年度第1回採用奨学生の決定について
- 4 生涯学習推進課の12月事業実績について
- 5 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 6 国体推進担当の12月事業実績について
- 7 第2回港区2020年オリンピック・パラリンピック東京招致推進会議について
- 8 図書館・郷土資料館の12月行事实績について
- 9 図書館の12月利用実績について

「開 会」

○澤委員長 皆様、こんにちは。

2013年に入って最初の教育委員会です。昨日は思いもかけない大雪の中の成人式でしたが、1,300何名、約半数が参加してくれました。港区の成人式はこのところ極めてマナーのいい成人式で、頼もしい若者が毎年巣立ってくれていますが、我々教育委員会は幼・小・中と関係しているわけです。もちろんほかから来た若者たちもいるわけですが、教育委員会の成果の一つのあらわれというような視点でも成人式を我々は見られるのですが、なかなかいい成人式でした。

2013年という、13という言葉は先入観であまりいい響きはないのですが、当面円安ということもあってか株価も上がって、何となく明るい展望が開けるような兆しが見えるというので、これがぜひとも本物になってほしいなどは思います。一方、教育というのは一朝一夕にはできないので、世の中の景気、不景気、色々な出来事がありましても、地道な努力を今年も積み上げて「教育の港区」を目指して努力していきたいと思えます。よろしく願いいたします。

港区教育委員会会議規則第3条第2項の規定によりますと、定例会は毎月第2火曜日と定められております。しかし、定例会で報告を受ける各課の事業実績の集計が、定例のルールどおりの先週火曜日8日開催ですと間に合わないということで、昨年末お話しさせていただきましたように本日開催となりました。それでは、ただいまから平成25年第1回港区教育委員会定例会を開会します。

指導室長、学校も始まって1週間ぐらいになるわけですが、先程、にじのはし幼稚園と港陽中でインフルエンザという報告がありましたけれども、ほかに何かありますか。

○指導室長 学校関係、とにかく今、大きく話題になっているのが二つありまして、一つは大阪で起きた教員による体罰による子どもの自殺ということ、そしてもう一つは調布市で起こりましたアレルギーでアナフィラキシーのショックで子どもが亡くなった。この二つの事故については、非常に重く受けとめております。先週、定例の校長会がありましたので、このことにつきましては、私の方から改めて注意喚起をしたところでございます。

○澤委員長 分かりました。

それでは、日程に入らせていただきます。

(午後3時00分)

「会議録署名委員」

○澤委員長 本日の署名委員は、小池教育長、よろしく願いいたします。

第1 教育長報告事項

1 地域防災計画（平成24年修正）（素案）の概要について

○澤委員長 それでは、日程第1、教育長報告事項に入ります。

まず初めに、「地域防災計画（平成24年修正）（素案）の概要について」。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 港区地域防災計画（平成24年修正）（素案）の概要につきまして、教育委員会資料ナンバー1とナンバー1の2を用いましてご説明させていただきます。また、参考資料としてA3版で3枚、「津波浸水予想区域図」、「液状化危険度マップ」、それから「港区災害対策本部組織」という資料をお手元に配布させていただいております。それらもあわせて説明をさせていただきたいと思っております。また、本編でございますが、素案の本編、このような分厚いものでございます。お手にとってごらんいただきたいと思っておりますので、ご参照いただけるようお返しいたします。

それでは、資料ナンバー1をごらんください。

まず計画の目的です。「港区地域防災計画」は、「災害対策基本法」第42条の規定に基づきまして、港区防災会議が作成するものです。港区の地域に係る災害に関して、区、区民、事業者、防災関係機関等で連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、港区及び港区の地域における防災関係機関がその全機能を有効に発揮して、その所掌に係る震災予防、震災応急対策、それから震災復旧復興を計画的に実施し、また、そのことにより、区の地域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としたものでございます。

計画の位置づけにつきましては、ここに区の処理すべき事務または業務を中心として、防災関係機関の処理する事務または業務を包含する総合的かつ基本的な計画であること、区、区民、事業者の責務を明確にするとともに、事務または業務を有機的に結合した計画であること、「港区防災対策基本条例」の主旨を踏まえたものであること、「港区防災街づくり整備指針」と連携するものであること、災害対策のための恒久的計画であることなどが位置づけとして示されてございます。

計画修正に当たりまして、1からここに掲げてあります7までのことを個々の課題として、現状と課題を整理した上で、具体的な対策を取りまとめ、計画に反映しております。

その一つ目ですが、東日本大震災の発生がありました。

二つ目は、「港区防災対策基本条例」が制定されたこと、三つ目は、「港区地域防災計画改定の基本的考え方」を策定したこと、四つ目は、東京都及び国の被害想定が公表されておりますが、「東京都地域防災計画」や「防災基本計画」の修正ということ、五つ目は、「災害対策基本法」の改正及びその改正に伴う「港区防災会議条例」が改正されていること、六つ目は、「港区地域防災計画に女性の視点を反映させる部会」を設置し、提案を踏まえています。

また、七つ目は、区独自で津波・液状化のシミュレーションを行っていることでございます。

それでは、資料ナンバー1の2、抜粋版でございますけれども、その20ページをご覧ください。下の方に第2節「計画の前提とする被害想定」というものが書かれてございます。

その第1としましては、対象とする地震をどういうふうにか考えるかということですが、東京都の防災会議が平成24年4月に公表したものでは、東京湾北部地震、多摩直下地震、元禄型関東地震、そして立川断層帯というものをあわせた四つの地震のモデルをもとに被害想定の見直しを行ってございます。

また、本計画では、津波を除きまして、被害が最大に達するケースとして「東京湾北部地震マグニチュード7.3、冬の夕方18時で風速8メートルの風が吹いている」ということを前提条件と

してございます。津波につきましては、「元禄型の関東地震マグニチュード8.2、水門が開放されている状態」というものを前提条件としてございます。

その次の第2の東京都の被害想定の結果ですが、港区の主な特徴を記載しております。

一つ目は、地震の想定ですが、日時の想定、それから最大震度7となるほか震度6強の地域が9割を超えています。

人的被害は死者200人、及び負傷者9,127人という想定がされています。

次に、46万人を超える帰宅困難者が発生することや、住宅やライフライン等に大きな被害が発生との想定がございます。

抜粋版の22ページをごらんください。表の1、2、5という被害想定結果がこちらには示されてございます。

震度別面積率ということでは、震度6弱が6.9%、6強が93.1%、震度7が0.1%となっています。

それから人的被害では、死者が200人、負傷者が9,127人で、物的被害としましては、全壊・焼失・津波によるものとして2,423棟の建物被害が想定されてございます。

また、その下のライフラインでは、電力施設としては停電率が23.4%、通信施設としての不通率が1.9%、ガス施設は供給停止率が77.5から100%、上下水道では、上水では断水率が44.5%などの想定がされております。

また、その他のところでは、滞留者の発生が105万2,000人、それから避難者の発生としましては、1日後に5万1,000人強の人数となり、エレベーターの閉じ込め台数としては745台、自力脱出の困難者が3,831人発生するというような想定がされてございます。

それでは、また資料の1にお戻りいただきまして、右上の4の減災目標でございます。東京都が示した被害想定に基づく東京都全体の減災目標に対しての港区の減災目標を定めてございます。2枚目の別紙及び抜粋版の43ページをごらんいただけますでしょうか。

抜粋版の第4章43ページで、「被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）」をお示ししております。

その中の第2節の第1ですが、住宅の倒壊・火災等による死者の減としましては、死者200人を今後10年間で80人、6割減災させるということで、区の対策としては、この下に（1）から（12）までの内容のことを行ってまいります。

次の44ページをごらんいただきますと、第3節では「避難者の減」としまして、住宅の倒壊や火災等による避難者を減らし、先程お示した5万1,313人を10年間で3万788人となるよう4割減少させるように努めるため、その対策としては、（1）から（7）のような対策を進めていくというものでございます。

次の第4節「全壊・焼失棟数の減」としましては、建物の全壊・焼失棟数2,410棟を10年間で964棟、6割減少させるように努め、この対策としては、（1）から（8）をこの計画では示してございます。

教育委員会資料の1にお戻りください。

3番の5ですが、「港区地域防災計画（平成24年修正）」のポイントを申し上げます。

(1) 東日本大震災の教訓を踏まえた対応としまして、災害対策本部組織の変更、避難所機能や備蓄の考え方の見直しと名称変更、医療救護体制の強化、教職員の災害対策本部員への位置づけ、また、指定管理者との役割分担の明確化、平成24年4月公表の東京都の被害想定への反映、区独自の津波・液状化シミュレーション結果の反映がポイントとして挙げられてございます。

このポイントにつきまして、参考資料でお配りしておりますA3版の横の「港区災害対策本部組織」をごらんいただけますでしょうか。

「現行」というところを見ていただきますと、現在の災害対策本部組織には、災対地区本部があり、5つの総合支所ごとに地区本部がございまして、例えば芝地区本部を見ていただきますと、地区情報課、地区対策課の中に、特に地区対策課の中に協働推進課、区民課とあって、地区内の区立小・中学校という位置づけがされていました。

また、一番下の災対教育部のところでは、災害対策の庶務課、学務課、指導室とある中の、その下にも区立の幼稚園、小・中学校という位置づけがありまして、なかなか分かりにくいというような状況がございました。

右側が今回の「災害対策本部態勢図」でございます。災害対策本部の下に同じように災対地区本部がございすけれども、その中からには学校は除かれてございます。ただ、お台場地区に関しましては、橋でつながれているというような状況等を勘案しまして、災対芝浦港南地区本部を経由するとともに、独立した災対地区本部の分室的なものを予定しています。

そして、下から四つ目の枠の中を見ていただきますと、災対教育委員会事務局の中に災対庶務課から災対の区立幼稚園、小・中学校というような位置づけに今回変えて、災害対策本部態勢をより効率化、あるいは強化をしているところでございます。

次に、災害のシミュレーションが、抜粋版、資料番号1の2の23ページ以下に示しております。それぞれの震度分布が23ページ、液状化の危険度分布が24ページ、津波・浸水に関係のものが25ページ、揺れによる全壊棟数が26ページ、地震火災による焼失棟数27ページ、そして津波シミュレーションの結果が30から31ページ及び液状化シミュレーションの結果が32ページに詳細に掲載されてございます。

31ページをごらんいただきますと、津波のシミュレーション関係の資料ですが、これではあまりにも小さいので、A4版の資料としてこれの拡大版を配布させていただいております。同様に、32ページには液状化のシミュレーションの図が示されてございますけれども、こちらもA3版で別添の資料として「液状化危険度マップ」というものをお手元に配布させていただいております。こちらの方は、ご参照いただければと思います。

続きまして、24年修正の「港区地域防災計画」のポイントの二つ目でございます。「防災対策基本条例」の理念の反映です。教育委員会資料の1番の5、修正のポイントをごらんください。

中程にありますように、帰宅困難者対策、災害時の要援護者対策、高層住宅対策等の重点施策を

強化するというので、計画に盛り込んでございます。この概要版にありますように、三つの今の重点施策の強化を計画してございます。

三つ目が「港区地域防災計画に女性の視点を反映させる部会」の提案の反映でございますが、部会から提案されました13の項目をこの計画の中に反映してございます。

四つ目は、法律改正への対応。

五つ目として、計画の体系の追加・見直しでございます。この計画体系の追加・見直しでは、風水害編に「古川洪水対策」や「竜巻対策」を追加した計画としてございます。

六つ目としましては、「港区防災街づくり整備指針」との連携も図ってございます。

一番下になりますが、今後の予定ですが、現在、パブリックコメントを行ってございまして、今月から区民説明会を実施するとともに、計画案を策定して庁議に諮るとともに議会に報告していくという予定でございます。

2枚目の別紙につきましては、先程、減災目標及び重点課題の具体的な対策については触れさせていただきましたので、こちらでは省略をさせていただきたいと思っております。

このような形での重点課題に対応するような対策を立て、「安全で安心して暮らせる都心をつくる」「災害に強いまちづくりを推進する」「人のつながりにより地域防災力を向上させる」「被災者の生活を早期に回復させる」という大きな重点課題に対応するような計画の内容となっております。

以上が「港区地域防災計画（平成24年修正）（素案）の概要について」の説明でございます。

○澤委員長 ただいまの説明につきまして、非常に関心のある課題ですけれども、何かご質問等ございましたらよろしくお願ひします。

○綱川委員 1の2の資料なのですけれども、23ページから東京都の資料を東京都の被害想定をずっと地図であらわしています、カラーで。これの区分が、この本編の港区で想定している5支所プラスお台場と全然違う区分になっているのです。というのは、赤坂支所単位になっているのが青山・赤坂になっていたり、麻布支所担当のところは麻布・六本木になっていたり、これは非常に混乱するというか、同じ資料の中に区域分けが2種類あるというのはちょっと違和感があります。昔は青山のことを赤坂青山と言っていたし、六本木のことを麻布六本木と言っていたし、これは行政単位として認められているのかどうかも分からないので、その辺は東京都の根拠だからしょうがないのかもしれませんが、これが参考資料の方の液状化マップとか、これは全部抜けているのです。これはちょっと統一したほうがいいのではないかなと思うのですけれども。意見です。

○澤委員長 庶務課長、それに対して何かありますか、現時点で。なければならぬ結構なのですけれども。

○庶務課長 今おっしゃっていただいたとおり東京都の被害想定という資料から持ってきている関係でこのような表記になっています。それが分かりにくいというようなことにつきましては、現在素案の段階ですので、防災課の方にお伝えさせていただきたいと思っております。

○次長 冊子の35ページをご覧ください。多分区が設定したものが23ページ都の資料に関係しているのだらうと思うのです。綱川委員がおっしゃるとおり、五つの支所単位で本来は表現するべ

きなのですが、地形などの問題で防災の対応をするときは10の区分にしましょうと、都市のハード面のまちづくりを考える上でこういう区分けをしています。大ざっぱに言うと赤坂、青山が赤坂支所に該当します。麻布、六本木は麻布支所です。白金、高輪が高輪支所、芝・三田、新橋・浜松町が芝支所で、芝浦・港南、台場が芝浦港南支所、この五つなのですけれども、地形などで区分けをこのようにしました。23ページ、都の資料なのに何で港区の区分けが出ているのかは、おそらく区でこういうものをつくったので、都の方に還元したのではないかと思うのです。区の防災の考え方からすると、10区分でそれぞれの防災対策を考えようということになっています。冊子の35ページ以下のところに書いてあるのは、芝、麻布、赤坂とまた5地区なので混乱されるかもしれないのですけれども、そういう仕掛けがございまして、35ページの一番上に「地区区分を以下の10地区区分としました」と書いてあります。

○綱川委員 それは行政側のが勝手な理屈に感じます。この区分は何でこうなったの、35ページを見れば分かるよということだと、前の資料だと全然前提をこうしているという、それでこの防災計画は全部それでいくよという前提が先にあればいいのだけれども、それだったら全部統一して1章とか2章もそうするべきであって、うちはどっちなのとってしまう人もいます。安田次長がおっしゃっていた地形とかその辺で言っているといっても、地形が果たしてそれがそれでいいのか。例えば今、北青山、南青山というところを青山にしているだけであったりして、麻布といっても西麻布、元麻布、南麻布、東麻布を麻布で言っていて、それも地形とは六本木と元麻布の上の方は同じではないとか、そういうふうになってしまうので、行政単位でやったほうが本当はいいのかなと思いますけれども。区民の立場に立ったとき、混乱するということで、意見です。

○次長 総則の方に持っていけば混乱はないかもしれません。35ページに唐突に出てくる感じがしますし、先に10地区を表現しておいて、これはないだろうというのは、そのとおりでと思います。36ページ以下に、芝地区には芝・三田、新橋・浜松町と書いてあって、それぞれの課題を分析した上でこのことで、それなりに理由があります。おっしゃるとおり、これを最初に持っていってほうが理解が進むでしょう。趣旨を担当部門へ伝えます。

○澤委員長 3章で各5地区の中をさらにまた二つに分けていますが、綱川委員が言いましたように、厳密にだれが見ても絶対こうしか分けられないという分け方はあり得ないから、次長が言われているように、その辺のことが先にあったほうがいいのかもありませんね。

ほかに何かございますか。

○小島委員 災対本部の現行と改正があるのですが、参考資料の災害対策本部の左と右の何がどう変わるのですか。

○庶務課長 学校の先生方がどんな役割を担わなければならないかということで、分かりやすくお示ししますと、学校というのは避難所になりますので、そのときに学校の先生は避難所の運営をするのかしないのかというようなことを考えた場合、今回は明確に避難所運営の本部からは外してございます。例えば「避難所の開設」であったり、「運営に対する協力」をしていただきます。学校の先生は、まずは学校の児童・生徒の保護や応急救護、保護者の連絡というものをやってくださいと

というような形の明確化を図ってございます。今回、分掌事務をお示ししていませんでしたので、資料が不十分で申し訳ございませんでした。

○教育長 補足しますと、1の2の抜粋版の4ページ以下が今回修正のポイントになるわけですが、7ページ各防災関係機関の態勢の検証と再構築③で、今回非常勤職員、あるいは教職員、指定管理者の役割分担を明確化し、新しくそれを受けて8ページの⑤避難所の機能強化というところで、これまで教職員については、今、庶務課長が言ったように応急教育ということで、災害時の発生後、教育をどれだけスピーディにもとに戻すか。それは教育環境の整備であったり、学用品などの調達であったり、そういうのがあったのですが、東日本大震災を見ても分かるように、発災後すぐに授業が再開できるというのはもちろんないわけです。一定の期間が必要で、その間には、発災直後は区民の方が、学校は避難所に指定されていますから来るということで、初動期については、避難所運営について協力をしてもらおうという形で役割をしっかりと明確化しました。この後、報告事項でも出てきますけれども、それも含めて教職員の防災備蓄用品の配布についても整備します。

今まで、発災直後の教職員の位置づけというのは明確ではなかった、何をするのかということについて、明確化したいということです。

○澤委員長 特に学校関係が避難所になっていて、それに対して学校の校長先生以下の教職員がどのような役割を果たすべきか、その辺を明確化したということですか。分かりました。

○綱川委員 おととしの3. 11のときに、教員と職員、あと都職と区職の問題とかで、結局そこら辺が想定もなかったので学校でうまくいかなかったという部分があって、教職員とまとめてしまっていいのか、気になります。子どもたちがいるときに被災した場合のときと、下校してからでは学校が果たすべき役割は違ってくると思うのですが、子どもたちが在校中には、やっぱり子どもたちの安全を守るのが一義的に必要だし、そのときに職員の方が対応するとか、そこもうまきもうちょっと細分化したほうが良いと思います。あと命令系統も、私がそのときに担当していた学校は、区職の人は皆帰ってしまって学校の先生だけ残っていたというような現状だったのです。というのは東京自体があまり被災していなかったからという部分もあって。

○教育長 切実感というか、それがなかったということですよ。

○綱川委員 これは別に学校単位というか、教育委員会としてそういう対応をつくらなければいけないかもしれないですけども、その辺をちょっと細かくしたほうが良いと思います。それとあのときにやっぱり問題になったのは、中学校単位には防災協議会がなかった。全部防災協議会が小学校単位だった。これは前にもお話ししたように、中学校は何をしたらいいのという話になってしまったりしてましたので、その辺もちょっと細かくやっていったほうがいいのかなと思います。

○庶務課長 今、綱川委員がおっしゃっていただいたように、都費と区費とで職員の対応が違っていたというのも3. 11の反省でございます。また、在校中と休日夜間との対応も違っていていることは確かでございますので、これからこのように明確に位置づけていくとともに、災害対応マニュアルの中に考え方を落としていく作業がございまして、その中で職員の役割やしなければいけないというものを明確化していく予定でございます。それにはもう少しお時間をいただきたいと思っております。

○指導室長 今、学校でやっている避難訓練については、子どもがいる時間を想定したものが中心ですので、今後、お互いに顔も名前も分からない状況では決してうまくいかないと思いますので、そういった訓練のときに……。

○澤委員長 綱川委員が言われたように、今回、大枠だけではなく、かなり具体的なことまで細かくルール化されているわけですが、さらにまた実際に起こったときを想定して具体的なルールが必要かと思います。細部にわたっては教育委員会としても、教育委員会だけでできることではないので、区全体に意見を反映するとかそういうことも必要になってくると思います。

いずれにしても、保護者にとっても区民にとっても非常に重要なことで、都が港区の死者を200名と想定していますが、根拠はどういうことなのか、ちょっと聞きたいところですが、それをどうやって数を減らすのか、どういうことをやるのか。そうすると、かなりどこの地区がどの程度危ないのかとか、そういうことまで具体的に踏み込まないとそういうことはできない。いざ災害というときに考えても当然間に合わないの、色々こうやって行政が考えていくということは区民にとっても大切だと思います。

永山委員、何かありますか

○永山委員 やはりここの先生方の本部での位置がもう少し明確になったときに質問はしますが、先生方だけが大変な思いにならないよう何か考えたいと思います。

○澤委員長 この災害対策本部に教育委員会の各部署が取り込まれて、区長部局と一緒にやりましょうというのは非常に結構で、こういう態勢はいいと思います。しかし、教育委員会として子どもたちの安全、それから発生したときの減災、色々なものについて教育委員会が主体となったそういう計画というのが全体に埋もれている。教育委員会独自のというか、教育委員会がこうやって、子どもたちの生命安全を守るのだと、そこら辺があまり全面に出てないような気がします。この冊子というか、表だけからいくと、ちょっとそこら辺が物足りない。その辺が分かるよう検討の余地がある気がするのです。

○綱川委員 東日本大震災から、港区の校長先生も多分半分ぐらい異動されていると思うのです。やはり3～4年の周期でどんどん学校の先生もかわってってしまうという部分で、早めに学校の対応を考えておかないと、あのときに対応した先生たち、相当現場は困って混乱していたわけです。

「あれはたまたま金曜日の夜だったらからまだよかったけれども、あれ、月曜日に起こってしまったらどうしよう」とか「学校運営がは成り立たないよね」という意見も聞きました。特に学校の人事異動はほかの部署に比べて違う区に行ってしまったという事情もあるので、なるべく早く現場の意見を、1回取りまとめたのですよね、確か。その辺をちゃんとやっていただきたいと思います。

○指導室長 3.11のときの一番の課題だった学校の対応は、子どもを帰すのが一番の課題です。ルール化しましたのでそういうことはありません。

もう一つは連絡の問題がありまして、保護者との連絡については、システムを入れまして安否確認、それから今の状況についてお互いに確認できるシステムを導入しましたので、こういったものを使って、その当時に比べればかなり連絡体制がとれるようになっていますので、綱川委員がおつ

しゃったとおり、やっぱり日頃の訓練を実践的なものにしていかなければいけないと思います。

○澤委員長 確かに帰宅困難者を受け入れたときの学校側の対応とか、随分色々先生方にかなりご苦勞かけた面もあるので、その辺の教訓を次に引き継いでいただきたいと思います。

よろしゅうございましょうか。

2 災害時における教職員用備蓄食糧の配布について

○澤委員長 それでは、次に「災害時における教職員用備蓄食糧の配布について」。今と関連するかと思いますけれども、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、資料ナンバー2をご覧ください。災害時における教職員用備蓄食糧についてということでございますが、これは昨年度3.11の東日本大震災を受けまして、幼稚園、小学校及び中学校におきまして、非常配備態勢の指定を受けていた園長、校長、副園長、副校長及び幼稚園教育職員と区費の職員については、既に3日分配備しておりますが、このたび、「港区地域防災計画」の修正、改定に伴いまして、都費の教員及び職員が区の災害対策本部組織に位置づけられるとともに、平成25年4月1日から東京都の帰宅困難者対策条例が施行されるということに伴いまして、新たに都費教職員分の備蓄食糧を配備するものでございます。

記書きをご覧ください

配備食糧の内容は、3日分の水及び食糧です。

配備数につきましては、都費の教職員及び準常勤講師分で、配備予定数は別紙をご覧ください。別紙1に学校別の配備予定数の一覧をお示ししてございます。なお、この数は昨年5月1日現在の数でございますので、当然現時点で若干の微修正はあるというふうに考えてございます。

それから3点目の財源ですが、今年度の補正予算にて対応をしてございます。予算額としては、205万円程度でございます。

納品予定時期なのですが、2月の中旬ごろに、納入業者から各学校へ直接納品する予定をしてございます。以上です。

○澤委員長 災害時における備蓄食糧の配布につきまして説明をもらいましたけれども、何かご質問等ございますでしょうか。

○小島委員 都費教職員が区の対策本部組織職員に位置づけられるわけですが、都費教職員は明確にどんなことを災害時にしてもらいたいと期待されてこのようになったのでしょうか。

○庶務課長 もう一度繰り返しのようになってしまって申し訳ございませんが、まず応急教育を、平常時ではなくて応急時の教育が実施されなければなりません。それから発災直後に関しましては、幼児や児童・生徒の保護、安全誘導、けがしているお子さんがいたら応急救護、そして保護者との連絡を、それから発災直後には、その施設、設備が安全に使えるかどうかを確認をしていただかなければいけませんので、施設、設備の被害状況の調査などもしていただいて報告していただくということが必要です。

被災にあった児童・生徒、それから幼児を含めまして、その子たちの生活指導に当たっていただき、

先程も申し上げました避難所の開設や運営に対する協力をさせていただく部分が生じてきます。復興段階では、学校教育の早期再開でございます。被災地を視察した際にもありましたように、使えない学校があったときに分散して授業をしていただいたりということも並行的に進めていかなければなりませんので、そのような対応をしていくというようなことが主な内容です。

○小島委員 今回の修正、変更によって、そのようなことが明確化され食糧も備蓄しましょうということですね。

○綱川委員 ここに書いてあるように先生たちも帰宅困難者になるという部分もあるわけです。それもちろん明確にしてあげないと、あなたたちは働くために食事を与えているのだよということプラス、雇い主としての行政は、やはり社員というか、民間企業と今、港区は協定を結んだりしていますよね。自分たちで何とかしなさいと。そういう部分もちろんと言っておいてあげないと、被災者たちに権利の主張ばかりされてしまって、先生たちが「あなたたちが食べているなら私たちによこしなさい」とか言われた場合に、そういうのは明確にしておいてあげないと、先生たちの士気の問題もあるし、そういうのもちゃんとやっておいてあげる必要があるのと思います。ですので、下に書いてある25年4月以降の東京都の帰宅困難者条例の方も、ちゃんと説明してあげないとかわいそうなのかなと思いました。

あと、食糧は確保できているのですけれども、東日本大震災のときに他区でありましたが、毛布はなかったとか、そういったような防寒の方も、必要でしょうし、そういうのも考えなければいけないのかなと思いました。意見です。

○澤委員長 いずれにしても、今までは、園長、校長、副園長、それから幼稚園の教職員の方には3日分あって、同じ子どもたちの安全を守って泊り込む職員には、実は食糧はありませんということ自体がちょっと現実はおかしな話でしたから。

○教育長 実は区長部局の職員についても、食糧を3日分用意したというのは、去年かおとしが初めてなのです。それまでは備蓄物資というと、避難者である区民のために。では、職員はどうなるの。数がいっぱいあるからよいという。要するにあまり考えていませんでした。業務継続計画というのをつくる、それぞれ事業所が業務を継続していくためにどうしたらいいかという計画をつくる時に、職員は災害が起きたときに区民のために働くわけですが、食糧がないということに気づきそこから始めたということなので、順番にやっているという状況です。

○綱川委員 いずれにしても厳密に言うと、都の職員なのだから都が手当をする、そういう考え方はあり得るわけだけれども、港区の子どもたちのためにやってくれるのだから、区がそれを今回の見直しでちゃんと教職員も位置づけるということですね。

○澤委員長 関連して、今、綱川委員が言った東京都の帰宅困難者対策条例の中で、都費の教育職員にどうかかわる事項があったのですか。

○庶務課長 一つには、帰宅困難者対策条例は事業者として、震災が起きたからといって一斉に帰宅してはだめで、従業員を3日間自己の事業所の中に留め置く役割がありますよというものを明確化しています。もう一つは、先程からおっしゃっていただいていますように、学校の先生にも子ども

もたちに対応する応急時の役割があることから食糧を用意するという趣旨もあります。

○澤委員長 事業主としてそういう責任があるということが東京都の条例で明確にされたということですね。

○教育長 民間の事業者さんをお願いをするわけです。自分のところの社員の分は備蓄して、何日か会社に寝泊まりしてすぐ動かないようにしてほしいということを区民というか、事業主に対してお願いするわけで、その事業主の一員である区や都が自分のところの職員について何も用意しないということはおかしいということです。

○綱川委員 東日本大震災の時も、学校の先生たちは泊まったのだけれども、「どうしたのですか」と聞いたら、「コンビニにすぐ走った。自分たちは手をつけてはいけないというふうに言われているので」とのことでした。コンビニもなかった。「それでどうしたの」と言ったら、「校長先生のポケットマネーで、走り回って確保した」というのが現状なのです。ですので、その辺をちゃんとこれは職員用とか分けておかないと、そっちに手を伸ばしてというのは失礼だけれども、わらをもすがる気持ちになってしまったときに、「あなたたちは公務員でしょう」と言われてしまうとかわいそうだなと思ったので、それを強調したかったのです。

○小島委員 指導室長にお聞きしたいのですが、学校の先生たちにはかなり広範囲に職務上のやるべきことが明確化されたのですが、これについては何か指導されていますか。実際発災したときに先生たちがスムーズに行動できるようどのような訓練をするのですか。

○指導室長 実際の訓練については、具体的になっておりません。庶務課長と相談しながら進めてまいります。

○澤委員長 ほかによろしいですか。

3 平成25年度第1回採用奨学生の決定について

○澤委員長 それでは、次に「平成25年度第1回採用奨学生の決定について」。庶務課長、よろしくお願いいたします。

○庶務課長 それでは、教育委員会資料ナンバー3をご覧ください。「港区奨学生（平成25年度生第1回募集分）の選考結果」のご報告でございます。

庶務課で行っております奨学金制度の運用で、25年度に就学される方々に対する奨学金の募集事務を行いまして、去る1月11日金曜日に、奨学資金運営協議会を開催いたしまして、25年度の第1回応募生の選考が行われました。

今回の審査対象者は35名で、高校等では18名、大学校等で17名、そのうち、結果だけを申し上げますと、A判定となった基準に達している方が34名、判定Bということで貸付基準に達していない方がお1人いらっしゃいました。契約協議の結果、奨学資金運営協議会では34名の方を採用候補者とし、1名の方を不採用したという状況でございます。

表をごらんいただきますと、23年度、24年度の状況をあわせて表記してございます。今回の25年度の第1回につきましては、高校等につきまして審査対象者が18名、応募者が19名いら

っしかったですけれども、うち1名が辞退をされ、大学等につきましては17名の方が応募し、審査の対象となったものでございます。

この中で、判定のAというのが高校等では18名、大学等では16名、判定Bが1名の方がいらっしゃいました。1名の方につきまして、参考資料としまして2枚目の補足資料をごらんいただきたいと思っております。

この方につきましては、奨学資金の認定を受けるための基準である認定所得から収入基準額を差し引いて、それがゼロからマイナスになっていれば基準に達しております。その方に関しては収入基準を超過している金額が278万円という結果で、申請された方の家族構成が、ご両親とともに弟が3人、15歳と12歳のお二人、それから7歳の妹がお一人ということで、非常にお子さんが多いというご家庭でした。保護者の方からは、今後の教育費のことを考えると不安であるとの理由で、区の奨学資金の申し込みをされました。お父様には、22年1,157万円から23年には1,326万円のご収入がありました。また、お母様についても60万から70万円の年収があるというようなご家庭でございます。

過去の審議の状況を見ますと、Bという基準に達していない方で二百何十万というような基準を超過している案件が2件ございました。一つは、高校の1名で、20年度の募集に添付される資料では大幅に収入が超過していたのですが、その後21年度には転職して収入が激減されておりました。また、もう一人の方は、20年度の所得では大幅に超過していたのですが、21年度は不況によって勤務先の業績が悪化し収入が激減したために、基準を満たしてもいいということでA判定とされてございます。

今回の場合につきましては、お父様のご収入がこのように増えているとともに、勤務先が銀行であったということで確実な収入も見込めるということ、それからもし弟さんなどでさらに学費が必要となったような場合には、区のこういうまた制度をご利用いただければいいのではないかとということもあり、今回はこの1名の方に関してはB判定のままで不採用という結果になってございます。

参考までに募集期間等については、下に記載させていただいたとおりです。以上でございます。

○澤委員長 ありがとうございます。港区奨学生の選考結果につきまして説明をもらいましたけれども、何かご質問等ございますでしょうか。

○小島委員 2枚目の参考のところの5行目、「ただし子どもが申請者以外に4名おり」とありますが、これは4人兄弟で「3名」、または「子どもが4名いる」の誤りではありませんか。

○庶務課長 ②のところをごらんいただきますと、弟が15歳と12歳にお二人、双子のお子さんがいらっしゃって、7歳の妹がお一人と表していますが、表記の仕方がわかりにくく申し訳ありません。

○澤委員長 ただ、確かにお子さんが5人というのは、その方々が本当に私立大学へ行った場合、いくら1,000万の収入があっても大変だと思います。たまたま今回は長男の方の場合だったので、具体的に2番目、3番目の方が大学等に進学されるときは、そういう視点から考慮してあげるというのがいいだろうと思います。

前にも、お話ししたのですが、私の大学で奨学金の審査、学生部ということで審査を行ったときに、サラリーマンの収入というのは源泉徴収票で明らかですが、自営業の方とか農家の方の収入はばかに低いことがあるのです。当時の育英会の選考でも、ちょっとした会社の部長などになってしまったらば、絶対基準でもらえないようになっていましたが、実際にお子さん3人、4人が私立大学に行っていたら、これは大変です。

一方、自営の方はばかに低いのですが、よく聞くと車が何台もあつたり、結構これはおかしいのではないのかと思ったこともあつたので、そういう視点では港区の奨学生の場合には、柔軟に考慮してあげるといいかなと思います。よろしいでしょうか。

4 生涯学習推進課の12月事業実績について

○澤委員長 それでは、資料ナンバー4で「生涯学習推進課の12月事業実績について」。生涯学習推進課長、よろしくをお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、生涯学習推進課の12月事業実績についてご報告いたします。資料ナンバー4をご覧ください。実績となります。

タグラグビー教室が3回など教室の事業を開催しております。それぞれ20人程度参加者がございます。

それから6行目になります。20日、21日のいわき市、それから7行目になります26日のつくば市の各物産市を開催しております。参加者数につきましては、申し訳ありませんが、会場のレイアウト上、公園を突っ切る方も多く、把握するのが困難な状況で「ー」で表記をさせていただいております。

報告は以上でございます。

○澤委員長 ありがとうございます。生涯学習推進課の12月の事業実績、引き続き震災地復興支援ということでも生涯学習推進課で支援してもらっていますけれども、何か質問等ございますか。

よろしいですか。

5 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

○澤委員長 それでは、次に「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」。生涯学習推進課長、よろしくをお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、生涯学習推進課の各事業別利用状況についてでございます。資料ナンバー5をご覧ください。各施設事業の12月の利用状況となっております。

資料の最後になりますが、資料の最後の学校屋内プール一般開放、遊び場開放、スポーカル六本木の集計は、1月遅れで11月の後半からさせていただいております。

今回、各スポーツセンター、各運動場とも運動施設例年に共通しておりますが、寒くなってきて利用者が減ってきている状況もございますので、指定管理者と利用者を取り込める工夫を考えているところでございます。

また、実績につきましては、来月改めて報告をさせていただきますが、放課GO→事業でございます。放課GO→のあかばねとしろかね、放課GO→あかばねが1月6日、しろかねが1月11日と先週から始まっております。両放課GO→とも順調にスタートを切ったところでございます。来月に実績をご報告させていただきます。以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問等ございますでしょうか。

例年と比べて利用者が減っているとか、そういうことではないのですよね。ただ、季節的な要因という、そういうことでしょうか。

○生涯学習推進課長 委員長のご指摘をいただいたとおりでございます。やはりどうしても寒くなってきましたと、例年の傾向なのですけれども、利用される方が減る傾向にございます。冬のランニングとか、そういった教室を開くなどして、利用者数を増やすような取組みを今検討しているところでございます。

○澤委員長 そういう意味では、後ろから2枚目の平成24年度の運動場等利用集計表というのがありますね。平成23年度と比較してみると、今年度は10月ぐらいから随分減っているように見えるのですけれども、何か思い当たる節はあるのですか。サービスが悪くなったとか。

○生涯学習推進課長 10月、11月、12月、昨年からしますとかなり利用者数が減っている状況でございます。特段事業の数ですとかサービスが落ちたとか、それはないと考えているところですが、この辺は指定管理者とも原因を詰めて、上向きような形で検討したいと考えております。

○澤委員長 よろしゅうございましょうか。

6 国体推進担当の12月事業実績について

○澤委員長 次に、「国体推進担当の12月事業実績について」。国体推進担当課長、よろしく願いします。

○国体推進担当課長 それでは、国体推進担当の12月の事業実績についてご報告いたします。資料ナンバー6をご覧ください。

現在、国体&オリンピック・パラリンピック東京招致の巡回展を実施中でございます。12月1日から16日にかけて、麻布地区総合支所の玄関ホールで実施をいたしました。閲覧者は資料をお持ち帰りいただいた人数だけで650人なります。

次に、12日に広報番組「こんにちは港区長です」の収録の中で、「ゆりーと」を交えて国体が開催されることの紹介を区長からいたしました。

最後に、13日から14日にかけてなのですけれども、今年開催になりましたぎふ国体のなぎなた競技会の報告会が岐阜県の岐南町で開催されました。報告会には、今年開催する港区をはじめ平成26年度に開催する長崎県、27年度開催予定の和歌山県、28年度開催予定の岩手県も参加し、情報交換をいたしております。以上です。

○澤委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

「こんにちは港区長です」の中身は、港南地区の防災ネットワークの方々と区長が対談している、

その番組ですか。

○**国体推進担当課長** 港南中高生プラザが改築されて新しい建物になりましたので、施設の紹介を交えた形で区長が出向いて、当番組の司会者がインタビューして施設を紹介するというような番組です。

○**澤委員長** それとこの国民体育大会の報告会ですけれども、参加者数14人というのは、全体の数が14人、色々な県の関係者が集まっていた。そういうことですか。

○**国体推進担当課長** 各県の担当者とか責任者の方が2～3名ずついらっしゃいまして、岐阜県も担当者が2名ぐらいという中で、要は担当者だけの集まりの事後報告会と引き継ぎを兼ねたような会議です。

○**澤委員長** 課長も行かれたわけですか。東京都からは何名ぐらい。

○**国体推進担当課長** 担当全員で行きまして、4名です。

○**澤委員長** その中に課長も1名、全体として14名で報告会が開催された、そういうことなのですね。

○**綱川委員** 参加者数というのは、港区が主催しているものに対しては参加者数650名でもいいのですけれども、ぎふ国体の報告会の場合は港区ではないですね、主催しているのは。だから、港区から何名行ったと書くのが筋であって、これでは、14名港区から行ったと見えてしまうので、今、委員長もその辺がひっかかったのだと思うのですけれども、そういうふうに書いたほうが私はいいと思います。

○**国体推進担当課長** おっしゃったとおり港区からは4名参加です。

○**綱川委員** 港区から4名なのですか。

○**国体推進担当課長** そうです。他県の方が10名ということで合計14名という形になっていますけれども、表記の仕方が分かりづらく申し訳ございません。

○**澤委員長** いよいよ今年が本番ですから、よろしくお願いいたします。

7 第2回港区2020年オリンピック・パラリンピック東京招致推進会議について

○**澤委員長** 次に、「第2回港区2020年オリンピック・パラリンピック東京招致推進会議について」。同じく国体推進担当課長、よろしくお願いいたします。

○**国体推進担当課長** それでは、第2回港区2020年オリンピック・パラリンピック東京招致推進会議について説明をいたします。資料はナンバー7になります。

推進会議ですけれども、教育委員会の窓口が国体推進担当、そして区長部局の窓口が企画経営部企画課、として発足したものでございます。

第1回の会議を平成24年10月22日に開催しまして、教育費で補正予算を計上して、2020年オリンピック・パラリンピック東京招致気運醸成事業を計画しましたけれども、それについて確認されています。これにつきましては11月の教育委員会の臨時会で報告を既にさせていただいたところです。今回の第2回会議は、招致PRの計画の進捗状況について確認したものでございます。

まず、議題になりますけれども、1番としまして「港区における東京招致に向けた取り組みの状況について」、2番目「東京都及び教育委員会の動きについて」、3番が「その他」という形になってございます。

それでは、議題1の取り組みの状況になります。次のページの資料1をご覧くださいと思います。

1になりますけれども、補助金を活用した事業で補助事業になります。

(1)の方ですが、こちらは2020年オリンピック・パラリンピック東京招致気運醸成事業となります。この事業は、教育委員会が補正予算を計上して予算化して、それには特別区の区長会からの補助金を充てる事業でございます。

資料の内容になりますけれども、①番になります。こちらの方は田町駅の公益施設、新しいスポーツセンターが入ります田町の駅前につくっている施設ですけれども、この工事現場の仮囲いに招致ロゴやイメージのイラスト等を描いたフィルムを貼る予定で計画しておりまして、これは既に実施済みでございます。

②番のところです。庁有車への招致ロゴの貼付ということで、ごみ収集車を初め区の庁有車のボディに招致ロゴを描いたステッカーやマグネットを貼る事業でございます。こちらにつきましては、ごみ収集車の方は既に終わっているのですが、区の庁有車についてはマグネットの作成中となっております。

③番です。スポーツセンターの壁面公告になります。既にJR側の方は国体の招致ロゴが貼付されているのですが、モノレール側のスポーツセンターの壁面のところにオリンピックの招致ロゴの掲出を計画しておりまして、これは既に実施してございます。

次に④番です。広報みなとの特集号の発行です。1月11日号に特集号を発行いたしました。この特集号は今回資料の一番最後の方についております。こういった形の表面が国体、そして裏面がオリンピックというような形のオリンピック招致を呼びかけたものを作成してございます。

⑤番、⑥番になります。これはちいばすとお台場のレインボーバスになります。バスの中に車内ビジョンがございまして、こちらの方で招致PRのビデオを放映してございます。これも実施中でございます。

⑦番の街頭ビジョンの広告です。品川駅の港南自由通路、あるいは赤坂日本財団のビジョン、六本木の誠志堂ビジョン、新橋のラ・ビスタビジョンで招致ビデオの放映を既に実施中でございます。

⑧番は、オリンピックの巡回展でございます。スポーツセンター、赤坂区民センター、そして麻布支所、そして高輪が今、巡回展の展示をしているところでございます。

⑨番の公式グッズの購入でございます。こちらの方は改めて別紙がございまして、こちらの方で説明させていただきます。

⑩番、公式ポスターの印刷、招致委員会の方で作成しているポスターがA1という形のかなり大きいポスターでございまして、区有施設とか掲示板にはなかなか使えるものではございませんので、リサイズという形で少し縮小したもので活用しやすくするという形で計画を立てまして、これにつ

いては既に実施済みでございます。

⑪番です。サッカーW杯のアジアの最終予選を見ようということで、芝浦港南地区総合支所で消費者センターを利用して実施した事業になりますけれども、パブリックビューイング形式でW杯を観戦しまして、この中で招致PRもあわせて行ったものでございます。これは実施済みでございます。

⑫番のオリンピック読本の購入。こちらが既に学校の方に配らせていただきましたけれども、学研が作成しましたオリンピックPRの読本を購入しまして、小学生高学年と中学生に既に配布済みでございます。

次のページの(2)番になります。こちらの方は、24年度スポーツ祭東京2013年気運醸成・開催記念事業ということなのですが、国体の実行委員会の経費の方で事業を実施しまして、国体だけでなく国体プラスオリンピックも招致のPRを実施することで東京都から補助金が得られるという形の補助金を利用して実施する事業でございます。

①番から⑤番までございまして、各支所ごとに芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南地区と各地区1事業ずつ国体とオリンピックのPRを兼ねた事業を実施していただきました。

⑤番のところにあります既に実施済みの国体とオリンピックのパネル展、本庁館1階ロビーで実施したものでございますけれども、これも国体とオリンピックのPRを兼ねて実施することで補助金が得られる事業として実施してございます。

区民まつりにのぼり旗を150本程度電柱に掲出したのですが、これに係る経費もこの補助金を充てて実施してございます。

また、スポーツセンターの前に張ってあります国体のカウントダウンボード、これもこの予算を使って制作してございます。

ほとんどが終わっているのですが、⑨番の田町駅の自由通路にPR用の装飾を行う事業は、今、計画中でございます。

また、⑩番、これも実施予定中となっており、区役所の正面の円柱のところに横断幕みたいなものを円柱に張りつける予定をしてございます。これも今作成中でございます。

⑪番の啓発グッズの作成、これも既に先生方にはお配りした啓発グッズになりますが、この経費で作成されていまして、あといくつか残っているものがございまして、今作成しているところです。グッズそのものは補助金で作成するのですが、配布する事業は、これは3番で説明します。区で色々な主催している事業とか後援している事業、約100事業で配布をしてPRを行う予定を考えさせていただきます。

次に、2番の招致委員会が実施するアスリート派遣事業を活用して実施する事業です。この事業は、学校の朝礼にアスリートが訪問して短時間の講演を行うものでございます。本日1月15日に、麻布小学校の方に、佐藤真海さんというパラリンピックの走り幅跳びに出場した選手に来ていただきまして、ロンドンオリンピックに向けてですが、朝礼で色々お話をさせていただいて、朝礼が終わった後に、学校の希望で6年生が、この選手は本も出していますし、また、テレビでも騒が

れた選手でございまして、かなり盛り上がって「教室に来てほしい」という声があがったため、朝礼が終わった後に6年生の教室で質疑を行うという形のイベントを今日開催してまいりました。

きょうからスタートになっていまして、1月17日に青南小で同じ佐藤選手、そして白金小学校で櫻井由香選手、この方は北京オリンピックに出たバレーの選手、そして同じく17日、神応4小で大山加奈、バレーのアテナオリンピックで活躍した選手、1月21日に筈小で齋藤陽子さん、シッティングバレーなのですけれども、パラリンピアンでございまして、港区の職員でございます。1月29日に田辺陽子という柔道の選手がそれぞれ来ていただきまして、芝浦小学校で実施予定です。

次に3番になります。補助事業以外で区が主催する事業ということで、これは区の既存事業とか共催・後援等を活用してオリンピックのPRをする事業になります。

①番の区民まつりや②番の区民スポーツ体育祭は、既に終了しております。

また、③番の区内共通商品券に、オリンピック・パラリンピックのロゴを入れて発行いたしまして、これも作成済みでございます。

④番の区施設ののぼり旗やポスターの掲出、これも終わっています。

⑤番が区の掲示板へポスターの掲出になります。それも既に実施中でございます。

あと広報紙等で空きスペースができたときに、招致のロゴを載せてもらったりとか、国体も合わせてなのですけれども、色々なロゴマークを載せてもらってPRをしてもらうというような事業も既に実施中でございます。

また、区のホームページのリンクにバナーを掲載して、招致委員会とかのサイトにリンクできるようなものを今、作成中でございます。

ケーブルテレビにも広告の放映、これも実施中でございます。

ここに載っていませんけれども、先程説明いたしました、このほかにも約100事業を国体とオリンピックのPRを補助金でつくったグッズを配る形でPRをしていくというような形で計画をして現在実施中でございます。

4番のその他の啓発グッズ、のぼり旗の配布、ポスターの掲出、これは1から3までのイベント等を効果的に実施するための事業になりますので、説明は省略させていただきます。

次に、次のページの別紙をごらんいただければと思います。

先程説明しました補助事業の1の区長会からの補助金を活用したものが⑨番の公式グッズの購入になります。基本的にはオリンピックの公式グッズになります。既に区民まつりとか商店街やイベントで配布済みでございます。

そして同じく先程説明しました都の補助金の方を使って、国体&オリンピックという形のイベントを行うためのグッズが⑩番のグッズになります。先日、先生方にもお配りさせていただいたものが1番から5番までに書いてあるものになります。えんぴつとシャープペンとノート、これにつきましては、今後、区立学校の子どもたちに配布予定で現在作成中となっております。

次に、議題2の「東京都や招致委員会の動きについて」です。次のページの「資料2」と印刷さ

れたページをごらんいただければと思います。

招致委員会の方で実施しました支持率の調査になります。

調査方法は、電話調査になります。実施の時期は、10月10日から22日にかけて、対象地域は23区、多摩地域、島しょ部という形になっておりまして、調査対象は18歳以上の男女、400人を対象に調査をしたものです。

表に載っていますけれども、一番左側がIOCが5月に調査したものになります。そのときは「賛成」が47%だったのですけれども、ロンドンオリンピックの開催前の7月に招致委員会が第1回調査をしております、そのときは58%が「賛成」、そしてオリンピックが開催後2回目の調査を8月の終わりごろに実施しましたけれども、そのときは66%、そして今回10月の第3回は67%、少しずつ「賛成だ」という人が増えている結果が出てございます。

次のページを見ていただくと、マドリード、イスタンブール、東京の比較が載っているのですけれども、少しずつ上がっていったのはいるのですけれども、まだ他の都市と比較すると及んでいないというのが現状かなということで、調査の結果のコメントのところにも書いてあるのですけれども、上がってきているけれども、もう一息のところまで来ているということで、「ただ、東京招致を成功させるためには一層の熱意と支持が必要です」というコメントが記載されています。

そして、IOCによる各都市の支持率の調査なのですけれども、これは「来年の1月から2月に実施されるものと予想されていますが、実施が早まる可能性もある」、というふうに書かれています。「年内に招致熱意を高めておくことが最も重要です」ということで、そういった意味では12月中にいかに盛り上げたかというのがすごく大事になってきておりまして、そういった意味では港区もできる限りのことは今のところやってきているかと考えております。

その次のページの枠のところに今後のスケジュールが書いてございます。

1月7日に立候補ファイルというものを提出しました。1月7日にだいぶ色々なテレビや新聞で報道されましたので、ご記憶に新しいかなと思います。今後、3月4日から7日にかけて東京のIOCによる視察が来る予定でございます。5月、6月に国際プロモーションが始まりまして、7月にはIOCの視察に基づく評価報告書が発表される予定でございます。そして7月3日、4日が、これがIOCに対する最終的なプレゼンテーションという形になろうかと思っております。そして、そのような結果を受けまして、9月7日のIOCの総会で開催都市が決定するというようなスケジュールで予定されてございます。

そのほかに、表示がちょっと薄くなっているのですけれども、「資料3」と書かれたページをごらんいただければと思います。

招致委員会が開催されたときにまだ都知事選の直後でございまして、都知事選挙後の猪瀬新知事のオリンピック・パラリンピック東京招致に対する発言を取り上げた資料として用意しまして、情報提供いたしました。枠のところにも書いてございますけれども、「五輪招致は1回目を通ることはなくて、2回目か3回目になる。」ということで、「今回はいけると思うけれども、たとえ今回失敗しても2024年五輪の招致を目指したい」というような発言も出てございます。

その次のページのところに、「五輪は東京都がやるだけではなくて、都民や国民のやりたいという気持ちが響き合うことで広がる」ということで、「それを喚起していきたい」ということで意欲を示してございます。これが選挙後の猪瀬新知事の発言になります。

既に終了したのですけれども、特別区長会で後援することが決定しまして、チケットが各区の方にも配布されてきました。Cheer!NIPPON実行委員会が主催した事業がありましたので、ご報告をさせていただきます。この資料の4番のところにあります。

Cheer!NIPPONという事業なのですけれども、スポーツの力で日本を元気にしようという主旨で設置されまして、12月25日に子どもたちへのクリスマスプレゼントとして、オリンピックに出場した選手たちが子どもたちにスポーツの指導をしたり、また、ドリームマッチということなどでなでしこジャパンの選手たちの試合を披露したものです。ニュース等でも取り上げられまして、ご記憶に新しい方もいらっしゃるかと思います。

港区の方にもチケットが300枚来まして、港区スポーツ少年団や小・中学生サッカー連合会を通じまして配布をしまして、子どもたちに参加をしていただいております。

以上が、第2回港区2020年オリンピック・パラリンピック東京招致推進会議への報告した内容となっております。12月20日現在の情報でございますので、現時点の情報とまた違ってきているものもございまして、ご了承いただきたいと思っております。説明は以上です。

○澤委員長 ありがとうございます。オリンピック・パラリンピック東京招致推進会議の港区における取り組み等、特に新年に入って早々にIOCの支持率調査があるということで、昨年11月にも課長から報告がありました。今回は、重点的に12月、1月に招致気運の醸成ということをやろうということで、そのことについて報告をもらいましたけれども、何かございますでしょうか。

結構大変だったですね。国体推進担当課長として、かなり精力的に招致の気運や支持率を上げることへの労力といたしますか。

○国体推進担当課長 教育委員会だけの事業といたくないと考えておりまして、推進会議という区長部局も入った会議体をつくることができました。各課の今やっている色々な事業において、招致の事業をやってもらうということで協力をしてもらうことができましたので、そういう意味では区を挙げての事業になって、よかったのかなと思っております。

○澤委員長 こうやって色々な活動を報告してもらい、港区を挙げて一生懸命やっただいてという、そういう状況が見えてきましたけれども、何かございますでしょうか。よろしいですか。

8 図書館・郷土資料館の12月行事实績について

○澤委員長 それでは、次に「図書館・郷土資料館の12月行事实績について」図書・文化財課長、よろしくお願いたします。

○図書・文化財課長 12月分の図書館・郷土資料館の行事实績につきましてご報告させていただきます。資料ナンバー8でございます。

まず図書館の方でございますけれども、12月という時期でございますので、クリスマスという

ことで子ども向けの行事を実施させていただきました。資料の2ページでございますが、子ども映画会について実施した館、それから3ページの方で、子ども会の方で工作会等々、それからあとこの時期、例年人形劇団を呼んで各館で人形劇の開催をしてございます。こういったところにも多数子どもたちに参加をいただいたということでございます。

それから4ページでございます。その他としまして、18日のところに高輪図書館の方でドキュメンタリー上映会ということで、話題になっておりましたIPS細胞の関係で山中教授のこれはドキュメンタリーということで上映いたしましたけれども、残念ながら参加者が少なかったというようにございます。ちょうどこのDVDを図書館で入荷したときに、山中教授のノーベル賞の受賞が決まったということがございまして、急遽こういったものを企画したのですけれども、たまたまこの行事の3日ほど前にNHKで同じような内容の番組が放映されたということもありまして、なかなか参加に結びつきませんでした。お問い合わせはあったのですけれども参加に結びつきなかったということでございます。今後そういった行事のタイミングなんかも見据えてやっていかなければならないなと考えております。

それから5ページ、郷土資料館でございますが、7日の日ですけれども、赤羽幼稚園の園児の子どもたちが見学会ということで多数来ていただきました。当日、特に「さわれる展示室」というところでクジラの骨格標本がありましたので、そんなものにさわって体験していただいたりということでございます。以上です。

○澤委員長 ありがとうございます。12月の行事实績につきまして、図書・文化財課長から説明をもらいましたけれども、何かございますでしょうか。

12月は、クリスマスということもあって、子どもたち向けの行事を随分とやってもらいました。参加者も大勢来てもらっているのですね。

○図書・文化財課長 やはりこの時期、子どもたちの参加が多くなる時期でございまして、特に人形劇が子どもたちに人気があります。

○澤委員長 人形劇ですが、結構映像の時代だけれども、やっぱりリアルに動くものにも魅力あるのですね。よろしゅうございますか。

9 図書館の12月分利用実績について

○澤委員長 次に、同じく図書・文化財課長から、「図書館の12月分利用実績について」よろしくお願ひします。

○図書・文化財課長 それでは、図書館の12月分利用実績についてご報告させていただきます。資料ナンバー9でございます。

全般的な傾向といいますか、実績というところでございますけれども、特に貸出数につきましては、前年の同じ時期に比べましてほぼ同様の実績、若干前年度1%ほど少ないですが、大体例年同様の実績となっております。

それから予約の方ですけれども、予約の方は年々予約数が増えているという現状で、昨年同時

期に比べまして予約自体が約6.5%ほど増えているという状況でございます。それに比例しまして、今、予約の方は大体85~6%はインターネットからの予約になりますので、インターネットの予約も予約全体の増加とあわせて増えているという状況でございます。以上です。

○澤委員長 ありがとうございます。図書館の利用実績につきまして説明をもらいましたけれども、何かございますでしょうか。

インターネットを活用して予約等ができるということで、区民の皆さんから見ると随分便利になってきたので、昨年と比べてもかなり増加している。これはありがたいことだなと思います。よろしゅうございますか。

それでは、これで本日予定している案件は全て終了いたしました。

ほかに特に何かありますか。

○小島委員 委員長、よろしいですか。最近のマスコミの報道によって、文部科学省が小・中学校の6日制の実現に向けて検討に入ったという報道がなされました。これは小・中学校に非常に大きな影響が出る問題で、平成十何年頃、ちょうどゆとり教育ということで学習指導要領が改定されて、それに伴って今まで6日制だったものが完全5日制に変更になったわけです。その時私は、これはストレートに学力の低下につながるのではないかとということで、前教育長で当時の室長だった高橋指導室長にかなり色々質問し、高橋指導室長とは議論が白熱しました。明治以来今まで土曜日も含めて6日制でやってきたものを、ゆとり教育だといって5日制にしてしまうのは、やや乱暴ではないか。授業時間の減少でその当時言われたのが、授業で教える内容の3割をカットしてしまうというようなことで、学力が低下するのではないかと。これはとんでもないと思っていたのですが、今ここに来て文部科学省が週6日制に戻すという話が出てきて、個人的には私は大賛成です。

6日制を5日制にするのと、5日制にしてしまったものを6日制に戻すというのは制度改変上の難しさは全く違うと思います。

そこで室長にお聞きしたいのですが、今、文部科学省が6日制実現のために検討に入ったということについて、実際どの程度まで考えているのかということと、6日制に戻すということはまた学校現場が非常に混乱すると思うのですが、まだまだ先のことかもしれませんが、そこら辺、室長、どうでしょう。私が一番期待しているのは、5日制を6日制にすれば本当に日本の子どもたちの基礎的な学力が充実するのではということですが、いかがでしょうか。

○指導室長 文部科学省は、今回の学習指導要領の改定で、これまでずっと昭和46年が一番多かった、授業時数を久しぶり、40年ぶりに授業時数を増やしました。今回の学習指導要領は、授業時数を増やしていますが、文科省の説明だと、この増やした時数については、今の完全学校週5日制の中でまだできるぎりぎりのラインと説明して、国の方針は5日制を守るという説明でした。

確かに本当にぎりぎりで、やってやれないことはないのですが、現状として東京都教育委員会では国と調整しまして、平成22年度に月2回まで土曜日に授業を実施していいですという部分を獲得しました。このことをもって港区は月2回土曜日の授業を実施しています。何で土曜日がお休みなのかというのは、学校教育法施行規則第61条で定めておりまして、いわゆる土曜日はお

休みですと決めた法改正を行ってございまして、私立学校は当該学校の学則で定めとなっております。この学校教育法施行規則の規定にのっとり今、各学校では土曜日をお休みにしていますが、港区はおそらく全国よりいち早く月2回の土曜日をやっておりますので、例外規定のような形で法改正を受けずに港区ではやっています。おそらく全国に先駆けてやっていて、だいぶ後追いで出てきた品川区なども月2回に戻すというような動きがあります。

今後考えられるのは、国が諮問機関である中央教育審議会に諮問して、そこで議論を経てやっていくという流れになっていくと思います。まだ色々時間がかかるのではないかなというように思っていますけれども、方向としては、報道によると条例の改正でやっていくというようなことを言っています。土曜日の授業が復活すれば当然授業時数をもっと増やせます。

○小島委員 今まで日本では土曜日も授業をやっていたのだから、土曜日にやったから子どもたちの健全な発育に阻害があるということはないと私は思っていますが、室長としてはどうですか、土曜日完全6日制にしたらどんな感じですか。

○指導室長 背景にあるのは、ILOとかOECDの労働時間の短縮があって、これで週40時間にしようということがあって、その流れから来て、どちらかというと子ども側の発想よりも労働者、我々教職員の方の労働時間の方から短縮の流れが来ております。例えば当然今までは子どもたち週6日制をやっていたわけですから、これに戻すことによって過度の負担になるということではないと思いますけれども、ただ、急にやると、土曜・日曜がお休みだということで負担になると思いますが、現実的に港区では月2回やっていますから、これは特に問題ないと思っています。

あと労働時間の問題で言うと、教員は夏休みに休暇のまとめどりという方法でやっていたので、この方法を使えば特に大きな不満が出てきているとかいうことではないので、私は可能だと思います。ただ、月4回まで増やすかどうかというのは、ちょっとそこは議論があるところだと思います。

○澤委員長 国の方針としては、教育委員会制度そのものも見直そうということを経済科学大臣が明言しているので、その辺の議論はまたいつかしたいと思います。

○綱川委員 正月、新聞に共産党からの折り込みチラシが入ってございまして、学務課長の見解を聞きたいのだけれども、柔道着の件が「半分ぐらいの学校が柔道着を学校で用意している。貸与している」と書いてあるのです。港区はずっと「それはしません」と言っていたのですけれども、区民の皆さんに誤解を招く書き方だと思いますが、共産党が勝手に書いたのですか。「各学校を調査した」というふうに書いてあったのですけれども、見ていませんか。

○学務課長 実態としますと、PTAが、卒業生から寄付としていただいたものを学校がで保管するなどして、それを貸し出ししているというところは8校中5校あったというのは事実です。共産党議員団から個別に支給するような質問がありましたので、それについては体操着と同様ですと答弁してございました。ただ、貸し出すという独自の取り組みをされていた学校がありましたので、実態を確認する必要があると考えております。

○綱川委員 というか、よっぽど学校選択希望制を今、継続している中で、ああいうふうなことを

書かれてしまうと、それ一つではやはりささいなことかもしれないけれども、要因になってしまったりするということが、チラシの中には公教育の平等性というのは結構書いてありましたね、やはり柔道着の件に関しては、これからも検討していかないといけないのかなと。教育長もそのように発言なさっていたみたいなのが書いてあったのですけれども、やはり学校で買ったというようなことを主張していらっしゃる方もいらっしゃるのです、そうするとやはり保護者とか区民も惑わせてしまったり、教育委員会ほうそをついているのかという話にもとらえられてしまうと思いますので、やはり対応したほうがいいのかと思います。

○澤委員長 その辺、学務課長、また次の機会に実態を報告していただけますか。公費で買っているという話になると問題ですけれども、例えばPTAが自主的にそういう便宜を図っている。そういうことまで教育委員会がやめろと言うのか。

○綱川委員 PTAで買ったところもあるのです。

○澤委員長 そこまでを教育委員会がだめだということが言えるのか、それはそれぞれのPTAが自分らの学校のためにやっている。そこまで我々が口をはさんでいいのかということもあります。

○小島委員 教育委員会で購入したということではないのだから、それははっきりしたほうが良いと思います。

○澤委員長 学務課長、その辺はまた報告してください。

大きな課題と、それから具体的なことで、教育委員会に不信を持たれてはいけないので、これは重要なことなので、よろしくお願いします。

「閉 会」

○澤委員長 それでは、次回は1月29日火曜日、午前10時からの予定です。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

(午後4時54分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝一郎

港区教育委員会委員 小 池 眞喜夫